

令和4年4月28日

保護者の皆様

大崎市教育委員会

大崎市立学校・幼稚園において感染者等が発生した場合の対応について  
(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃から学校教育に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、大崎市教育委員会では、今後も必要となる適切な感染症予防対策の推進を図るため、再度、臨時休業措置の在り方について見直しを図りました。

つきましては、その内容をお知らせいたしますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

Ⅰ 臨時休業期間について

- ・ 陽性が確認された児童生徒等や教職員が、感染可能期間に感染したと考えられる日以降に学校等に登校もしくは勤務していた場合は、感染状況の把握、濃厚接触者等の範囲等から、感染拡大のおそれがある場合には臨時休業措置（一部または全体）をとります。

※学校等内における濃厚接触者等の確認は、感染された方の発症日の2日前を基本とします。

- ・ 臨時休業期間につきましては、感染拡大のおそれがないと判断されるまでとし、めやすとして1～5日となります。ただし、状況により期間の短縮あるいは延長も考えられます。
- ・ 行動履歴や他との接触状況等から、保健所等がそれ以上の臨時休業措置の必要なしと判断した場合は、判断のあった翌日以降、学校等を再開します。
- ・ 学校等が再開した場合でも、行動履歴や他との接触状況から引き続き、学年・学級閉鎖の措置をとることがあります。

## 2 学校名・幼稚園名の公表について

学校・園において陽性者等が確認され、感染拡大のおそれがある場合には学校名・幼稚園名を公表します。このことにより、感染の早期終息を図るとともに、無用な噂やデマの拡散拡大を防止し、子供たちや保護者・地域住民の方々の不安等の軽減を図ります。

なお、陽性者、濃厚接触者が確認され、臨時休業（学年閉鎖・学級閉鎖）、児童生徒等の早退、引渡しを依頼する際には、保護者の方々に対象となる学年・学級名をお知らせすることがあります。ただし、大崎市個人情報保護条例等に基づき、氏名等の公表はいたしません。もし、子供たちや身の回りて、感染者に対する心ない噂や悪口、感染者探しのための無用な詮索など、差別や偏見、誹謗中傷等につながることを御理解いただき、そのようなことのないよう御協力をお願いします。

## 3 引き渡しの対応について

学校・園において陽性者、濃厚接触者が確認された時間により、保護者の方々に引渡しを依頼する場合があります。学年・学級単位あるいは濃厚接触者となった児童生徒等を対象とした対応となります（状況によっては、全校一斉下校となる場合もありあります）。